第2回 消費者講座
「食品と栄養の移動教室 かんたん！おいしい！手づくりごはん」

家庭食の質を落とすことなく、加工食品を利用した簡単でおいしい料理の実技を行います。食品に関する正しい情報と、食材の上手な使い方を勉強しませんか。

講師は社団法人栄養改善普及会の在家茂登子氏。

【献立】天ぷら粉でらくらくピザ・とりから揚げのごまドレッシングサラダ・ビシソワーズ・小松菜案と牛揚げのいため煮

【日時】6月29日（火）午前10時～午後2時

【会場】西部地域センター調理実習室

【参加費】500円

【持ち物】エプロン、ふきん、台ふきん、三角きん、筆記用具

【定員】先着30人

※2歳～未就学児の保育あり。定員10人。要予約。

申し込みは、6月1日（火）午前9時から電話で生活文化課☎470・7738へ。

詳しくは同課へ。

第39回 消費生活展 実行委員募集

消費生活展は消費者意識を高め、消費生活の向上を図るために、実行委員会と市の共催で毎年開催しています。今年は11月27日（土）・28日（日）の2日間、市民プラザで開催する予定です。

実行委員会では、消費生活に関心のある個人・団体・事業者の方を募集し、テーマやイベント、PR方法など、内容について一から検討していきます。

市民の皆さんに提出が必要となります。

【選考基準と採用結果】申込者の勉学意欲（人物・学業ともに優秀であること）、申込者の属する世帯の収入などを選考の基準とします。採用結果は奨学資金運営委員会での審査後、申込者にお知らせします

申し込みは、土曜・日曜を除く7月1日（木）～15日（木）の午前8時半～午後5時15分（正午～午後1時を除く）。

詳しくは同課庶務係☎470・7775へ。

◆生活文化課メールアドレス
seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp

22年度 明るい選挙啓発ポスター作品を募集します

市選挙管理委員会では、投票率の向上や棄権防止のPR活動として、街頭啓発活動や啓発パンフレットの配布などを行っています。また、有権者の政治・選挙に関する意識の高揚を図っています。きれいな政治、明るい選挙を進めるため、本年度も選挙ポスター作品を募集します。

【内容】明るい選挙を推し進めることを内容に、自由に表現してください

【応募資格】小学生～高校生

【画材と大きさ】描画材料は自由（紙や布など絵の具材料だけに限りません）。画用紙の四ッ切（542㍉×382㍉）、八ッ切（382㍉×271㍉）またはそれに準ずる大きさ

【！注意】作品の裏右下に市名・学校名・学年・氏名を必ず記入してください。応募作品は原則として返却しません。

申し込みは9月10日（金）までに、市内在学の方は各学校へ、そのほかの方は市選挙管理委員会事務局へ。

詳しくは同事務局☎470・7777（代）へ。

22年度 東久留米市奨学生（給付）を募集します

【応募資格】市内に居住し、高等学校（高専・専修学校を含む）などに在学している方

【給付金額】私立（月額）1万円▼国・公立など（月額）5000円

【申込手続きなど】①奨学生願書および学校長の推薦書（教育部総務課窓口（市役所6階）で受け取って下さい）②家族の所得を証明するもの（21年分源泉徴収票か21年分所得税確定申告書の控え、または22年度市・都民税課税証明書か申告書の控え）③借家の場合は家賃を証明するもの（契約書または領収書の写し）などを同課窓口へ提出してください

※1年生は、在学証明書の提出が必要となります。

【選考基準と採用結果】申込者の勉学意欲（人物・学業ともに優秀であること）、申込者の属する世帯の収入などを選考の基準とします。採用結果は奨学資金運営委員会での審査後、申込者にお知らせします

申し込みは、土曜・日曜を除く7月1日（木）～15日（木）の午前8時半～午後5時15分（正午～午後1時を除く）。

詳しくは同課庶務係☎470・7775へ。

6月6日～12日は危険物安全週間
～東京消防庁 危険物安全標語～
「確かめよう 自分の周りの 危険物」

（作者 佐々木海さん（世田谷区））

①身近な危険物の性質を理解して、安全に取り扱いましょう＝危険物は化学工場などで取り扱っているものと思いがちですが、塗料や殺虫剤など私たちの身の回りにも、危険物となる製品がたくさん使用されています。危険物は、その取り扱い方法を誤ると瞬時に着火するなど、大きな災害につながります。使用上の注意事項をしっかり確認して、正しく取り扱いましょう

②セルフスタンドは適切に利用しましょう＝セルフスタンドでの不慣れな給油は事故につながりますので、給油手順が分からないときは従業員に聞き、安全に給油しましょう

③危険物施設の点検を実施しましょう＝危険物施設の管理状態が悪かったために、施設が腐食や劣化して、危険物が漏えいする事故が増加しています。法令に基づく定期点検や日常点検を確実に実施して、災害の未然防止に努めましょう

詳しくは東久留米消防署予防課☎471・0119へ。

介護保険施設サービスを利用している方（入所者）へ
居住費・食費の負担限度額認定の申請を

介護保険施設サービス利用者の居住費・食費は自己負担となりますが、低所得の方は、所得区分に応じて上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。これを特定入所者介護サービス費といいます（段階区分は下表の通り）。

対象となるサービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護、地域密着型介護老人福祉施設

特定入所者介護サービス費制度 利用の際は申請を

特定入所者介護サービス費制度を利用する方は、申請が必要です。

現在、特定入所者介護サービス費制度を利用している方（負担限度額認定証の交付を受けている方）は、今年の6月30日（水）で有効期間が満了となりますので、更新の申請書を送付します。なお、利用者負担第4段階であっても、一定の要件を満たす方は、減額制度を受けられる場合があります。

詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553・2557）へ。

介護保険施設における1日当たりの段階区分別負担限度額

段階区分			居住費				食費
所得区分		利用料負担段階	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 ※1	多床室	
住民税	世帯課税者で本人非課税	第4段階	施設ごとに利用料金が異なります				
住民税	世帯非課税者 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	1,640円	1,310円	820円（1,310円）	320円	650円
住民税	世帯非課税者 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	820円	490円	420円（490円）	320円	390円
住民税	世帯非課税者 老齢福祉年金受給者	第1段階	820円	490円	320円（490円）	0円	300円
生活保護受給者等							

※1 カッコ内は介護老人保健施設および介護療養型医療施設の場合

社会教育活動主催者賠償責任保険にご加入を

市では、さまざまな社会教育活動を実施する際に、責任者や指導者が安心して活動できるよう「社会教育活動主催者賠償責任保険制度」を実施しています。

これは、社会教育関係団体などが活動中に起こした事故などにより、責任者や指導者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、それによって被る損害を補てんする保険です。掛け金は全額市が負担します。昨年加入していた団体は7月1日（木）午後4時で保険の効力がなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。なお、この保険は傷害保険ではありませんので、ご注意ください。

【対象となる団体】年間を通して活動する次の団体。①子ども会など、主に子どもの活動を中心とする団体②スポーツ活動を行っている団体③社会教育活動を行っている文化団体④公共施設の整備、清掃活動、防災、防犯、交通安全などの社会奉仕（無報酬）活動団体⑤青少年の健全育成を図ることなどを目的とする地域活動団体など

【対象となる事故および補償限度額】①対人・対物事故、財物事故（飲食物などによる）、保管物事故（借用物毀損など）のてん補限度額は、1事故につき2億円（免責0円）②人格権侵害てん補限度額1事故100万円（免責1000円）

【保険期間】7月1日（木）午後4時～23年7月1日（金）午後4時

申し込みは正午～午後1時を除く6月1日（火）～21日（月）に、代表者の認め印、会則・規約などを持参して、直接生涯学習課（市役所6階）へ。

詳しくは同課生涯学習係☎470・7784へ。

生活安定・就職を応援します

市では、都の委託を受けて一定の所得以下の方（生活保護受給者を除く）を対象に生活安定に向けた緊急総合対策事業の相談窓口を福祉総務課（市役所1階）に設置しています。

【対象となる方（共通要件）】世帯の生計中心者▼課税所得または総収入金額が一定基準以下であること（単身で176万円以下～4人世帯で380万円以下）▼預貯金など資産の保有額が600万円以下であること▼土地・建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）▼都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること▼生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

主な事業

①就職チャレンジ支援事業＝正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して、職業能力開発センターなどが実施する訓練を受講していただきます。受講料は無料です。受講決定の場合は、受講奨励金（月額約15万円）を支給します

②都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介

③生活サポート特別貸付事業＝職業訓練受講中（就職チャレンジ事業は受講奨励金支給まで）の資金および就労のための資金を無利子で貸し付けます

④チャレンジ支援貸付事業＝中学3年生・高校3年生を養育する方を対象に、学習塾等の受講費用および受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、一定の手続きをすると返済が免除される制度です

【！注意】①～④の事業の対象者は、前記の共通要件以外にも事業ごとに要件があります。

詳しくは福祉総務課福祉政策係☎470・7741へ。

第17回 多摩六都 フレッシュコンサート
出演者を募集します

多摩北部都市広域行政圏協議会（東久留米市・小平市・東村山市・清瀬市・西東京市で構成）では、第17回多摩六都フレッシュコンサートを開催します。

このコンサートは、音楽文化普及向上のため、関域内外で活動している若い音楽家の皆さんに、より多くの発表の場を提供することを目的に開催します。このたび、同コンサートの開催に向けた出演者のオーディションを行います。

【募集資格】①学生部門＝各音楽大学長または学部長推薦の大学生（大学院生を含む）②新入部門＝大学、大学院、専攻科または研究科等で音楽を専攻した卒業者およびこれに準ずる30歳までの方（22年4月1日現在）

※①②部門のいずれも、国籍は問いません。他府県在住からの応募も可。ただし、過去の合格経験者を除きます。

【日時・会場】オーディション＝8月5日（木）午前10時～午後3時半（予定）▼コンサート＝10月17日（日）午後2時開演。会場はいずれも東村山市立中央公民館（東村山市本町二丁目）

【参加費】無料

申し込みは7月9日（金）までに（必着）、参加申し込書（所定様式）に必要事項を記入の上、〒189－0014、東村山市本町二丁目33番地2、東村山市立中央公民館あて郵送または直接提出してください。

※参加申込書は、東久留米市企画調整課（市役所4階）または東村山市ホームページから取得できます。

詳しくは同館☎042・395・7511へ。

◆東村山市ホームページアドレス
http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp

市民伝言板

会員募集

◆大人のそろばん（サークルKOKO）毎週火曜日の午前10時～正午、滝山五丁目バス停近くの人会金1500円、会費1回500円。中高年の方、指導者も歓迎。詳しくは本橋☎090・6708・9791へ。

◆スペイン語会話（エスペランサ）毎週木曜日の午後6時半～8時と午後8時～9時半、男女平等推進センター で、会費1回155円。ネイティブ女性講師。詳しくは田中☎050・5532・3244へ。

◆小学生の楽しい習字（文月書道会）毎週月曜日の午後3時～6時、東久留米駅北口ウカイラーク ハイツ（東本町1ノ12）で。会費月3000円。幼児からも可。初心者歓迎。見学・無料体験あり。詳しくは豊田☎090・5562・9129へ。

◆社交ダンス（カサブランカ）月3回水曜日の①午後1時～3時が初級②午後7時～9時が中級、わくわく健康プラザで。会費月20日（日）午前11時～午後2時半、生涯学習センター で。参加費1500円。詳しくはたきしま☎090・3216・0873へ。

◆楊名時（ようめいじ）気功太極拳（太極拳サークル）毎週金曜日の午後2時～3時半、青少年センター（久留米西団地9号棟横）で。会費月1500円。初心者歓迎。中高年の方向き、見学自由。詳しくは三島☎475・1972へ。

◆らくらくチャロ英会話の説明会（楽しい英語学習グループ）6月2日・4日・9日・11日・16日・18日・23日・25日・30日の毎週水曜日または金曜日の正午から。中央町地区センター で。参加費無料。初心者のための語学サークルづくり。詳しくは大谷☎474・6238へ。

◆社交ダンス（ひまわりダンスサークル）毎週水曜日の午後1時～4時、東部地域センター・生涯学習センターほかで。入会金1000円、会費月3000円。男性講師による丁寧な指導。初級から可。男性歓迎。見学自由。詳しくは馬場☎090・9852・1102へ。

◆ひばり気功の会 毎月第1・第2土曜日の午前10時～11時45分と第4月曜日の午後1時半～4時、南部地域センターで。入会金2000円、会費月2000円。中高年の方向き。転倒予防、認知症予防のために、初心者歓迎。見学自由。詳しくは高橋☎465・4585へ。

◆早朝ラジオ体操（下谷公園体操会）毎朝午前6時5分～6時前分、大門中学校校庭で。会費年100円。ストレッチ、ラジオ体操、益気功、中国体操。見学自由。詳しくは池浦☎090・8779・0334へ。

◆楊名時八段錦・太極拳（太極拳愛好（みどり）会）毎週火曜日の午前9時半～11時10分、スポーツセンター で。入会金1000円、会費月2200円。ゆったりした動作で健康増進。初心者歓迎。体験入会あり。詳しくは木所☎474・2155へ。

◆マイフレンド歌のサークル 原則 毎月第2・第4水曜日の午後3時20分～3時40分、中央図書館または中央町地区センター で。会費月200円。60歳以上の方。初心者歓迎。歌集による童謡・唱歌・思い出の歌の合唱。詳しくは半田☎090・3814・1306へ。

◆居合道（無外流白心会）毎週土曜・日曜日の午後2時半～4時半、スポーツセンターほかで。会費月3000円。18歳以上で長期学生以上の方。初心者歓迎。詳しくは廣井（ひろい）☎080・5042・7225へ。

◆手芸作品展（東久留米手芸グループの会）6月1日（火）～5日（土）午前10時～午後6時（1日は正午から、5日は午後3時まで）、スペース105で。入場料無料。詳しくは落合☎474・7832へ。

◆少林寺拳法演武大会（東久留米市少林寺拳法連盟）6月13日（日）正午～午後2時、スポーツセンター で。入場料無料。観覧自由。詳しくはくつな☎475・2035へ。

◆平成の名水百選の茶会（和敬会）6月27日（日）午前10時～午後4時、南沢氷川神社で。一席800円。どなたでも入席できます。詳しくは城水（しろみず）☎472・5244へ。

◆北欧の伝統工芸、ロースマリングの作品展（ローズマリング・デザインサークル）6月17日（木）～20日（日）午前10時～午後5時、スペース105で。入場料無料。詳しくは布施☎472・0694へ。

◆タイ家庭料理教室（夢・勇気・アンド・ユー）6月20日（日）午前11時～午後2時半、生涯学習センター で。参加費1500円。誰でも手軽に作れる世界の料理教室シリーズの今年度第2回目。詳しくは小池☎090・1772・3361へ。

◆第33回住宅デー（建設ユニオン東埼玉支部東久留米分会）6月6日（日）午前10時～午後2時、浅間町地区センター で。入場料無料。無料住宅相談あり。詳しくは石原☎423・5623へ。

◆現地から学ぶ 郡上白鳥（ぐじょうしろとり）盆踊り講習会（あじさい公園米北支部）6月12日（土）午後1時半～4時半と13日（日）午前9時～11時、西部地域センター3階ホールで。参加費1講座500円。踊りの里、郡上白鳥の皆さんから現地の唄（うた）と踊りをじかに学ぶ。詳しくは宝井☎471・3726へ。

◆第33回住宅デー（東京土建一般労働組合清瀬久留米支部）6月6日（日）午前10時から、市役所前・滝山団地センター広場・八幡団地東久留米公園で。入場料無料。住宅版エコポイント制度の紹介。住宅相談から模擬店・遊戯コーナー。詳しくは伊藤☎473・8751へ。

◆初心者演習会（東久留米市社交ダンス連盟）6月6日から毎週日曜日の午後1時～4時、商工会館3階ホールなどで。参加費月2500円。詳しくはひがし☎472・4100へ。

◆オーナンハウス（NPO法人南沢シュタイナー子ども園）6月5日（土）午前10時～午後零時半、南沢シュタイナー子ども園園舎（南沢3ノ16ノ63）で。入場料無料。教師による園の説明。手作り品の販売など。詳しくは土肥☎470・0843へ。

◆絵画展（揀瓦（れんが）の会）6月1日（火）～6日（日）、午前10時～午後6時（1日は午後5時まで）、成美教育文化会館ギャラリーで。入場料無料。油絵・水彩画ほか。詳しくは山口☎474・3703へ。

その他

◆16年目を迎える市民による夏の平和朗読劇（沖縄パイナヌカジの吹く日）実行委員会 8月7日（土）の上演に向けて6月12日から土曜・日曜日に週1回程度の練習。練習は生涯学習センター学習室、地域センターほかで。上演は市民プラザボールの予定。大人のみ、台本代・施設使用料・学生以上の方。6月10日（木）までに申し込みを。詳しくは春田☎473・0769へ。

東村山都市計画道路 3・4・20号線が事業認可されました

東村山都市計画道路3・4・20号線が、次の通り都から事業認可されました。今回の事業認可は、下図に示す都道24号線との交差点付近から新座市との都県境までの約531㍍の区間です。

【都市計画事業の種類および名称】東村山都市計画道路事業3・4・20号東久留米駅神山線

【施行者の名称】東久留米市

【事務所の所在地】本町二丁目3番1号

【事業地の所在】金山町二丁目、神宝町二丁目および神宝町二丁目各地内

【事業施行期間】22年4月27日～29年3月31日

【関係図書の縦覧場所】都市計画課（市役所5階）

詳しくは同課街路交通計画係☎470・7768へ。

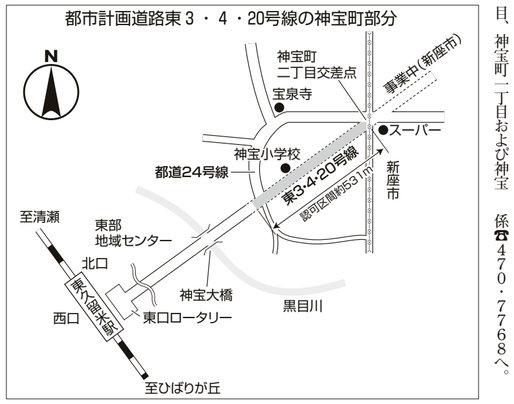

子どもの広場の閉鎖、名称変更のお知らせ

町名別公園等の名称および所在地は、6月1日（火）から市ホームページでご覧いただけます

21年度をもって閉鎖または21年度中に名称変更した子どもの広場は、次の通りです。

【閉鎖】しんほう第二広場（旧名称「柳窪野球広場」）

【名称変更】やなぎくぼ広場

なお、市では、公園121カ所、子どもの広場（都市公園の補完と地域的偏在を解消するため、地権者の協力による民有借地を子どものための広場として整備した）31カ所、児童遊園（身近な地域で子どもたちが安全に遊べるように、条例に基づいて設置したもの）4カ所を設置（22年4月1日現在）し、市民の皆さんに親しまれるよう管理を行っています。市ホームページでは、6月1日（火）から公園などの名称および所在地を町名別でご覧いただけますので、ご活用ください。

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、上半期（21年12月1日～22年5月31日）にかかった費用（電気料・取り替え経費）を補助します。

各団体の代表の方には申請書を送付しています。施設管理課（市役所5階）で必ず6月14日（月）までに手続きをしてください。

【ご注意】郵送での申請はお受けできません。なお、申請書の提出が遅れると、補助金の交付ができなくなる場合があります

詳しくは同課道路河川施設担当☎470・7767へ。

都内で交通死亡事故が多発しています！
5月14日～24日で、14人の方が亡くなられています

最近、都内で交通死亡事故が多発しています。5月14日（金）～24日（月）の11日間で、14件14人の方が交通事故で亡くなられています。その特徴としては、65歳以上の高齢者が8人、原付を含む二輪車乗車中の死者が4人で、自転車乗車中が3人となっています。

主な事故の態様としては、次の通りです。

▼自家用軽貨物自動車が横断歩道を横断中の歩行者（79歳の方）と衝突したもの

▼事業用中型貨物自動車が進路変更時、自動二輪車（40歳の方）と衝突した▼赤色信号を無視して横断した歩行者（71歳の方）が自家用普通自動車と衝突した▼自家用普通自動車が交差点を左折時、自転車（64歳の方）と衝突した

悲惨な交通事故を防止するため、交通安全の確認を、一度お願いします。

詳しくは都市計画課街路交通計画係☎470・7768へ。